

令和8年度 新潟市表彰プロモーション業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度新潟市表彰プロモーション業務

2 業務の目的

本業務は、新潟市表彰受彰者の活動や功績を市民に分かりやすい形で発信することにより、新潟市表彰制度の認知度向上及び制度への理解促進を図るとともに、受彰者への敬意と感謝の機運を醸成することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月 31 日まで

4 業務内容

受託者は、本業務の目的を達成するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1)業務計画の作成

契約締結後、業務全体の実施スケジュール、実施体制、情報発信計画等を記載した業務計画書を作成し、市の承認を受けること。

(2)企画立案

新潟市表彰制度の趣旨を踏まえ、市民への効果的な情報発信方法を企画すること。

企画に当たっては、少なくとも次の事項を明らかにすること。

- ・発信コンセプト
- ・想定ターゲット
- ・発信媒体
- ・発信スケジュール
- ・効果測定方法

なお、成果物の媒体、種類及び数量は指定しないため、本業務の目的を最も効果的に達成できる内容を提案すること。

(3)取材

受彰者等への取材を実施すること。

取材に当たっては、活動内容だけでなく、活動を始めたきっかけや活動への思い、地域への貢献などを取材し、受彰者の活動や功績が市民に分かりやすく伝わる内

容となるよう工夫すること。

(4)撮影

提案内容に応じ、受託者の活動状況について写真又は動画の撮影を行うこと。

また、令和8年11月21日(土)にホテルイタリア軒3階「サンマルコ」で開催する表彰式については、写真又は動画の撮影を行うこと。

(5)コンテンツ制作

取材内容を基に、本業務の目的達成に資するコンテンツを制作すること。

制作する媒体、形式及び数量は問わない。

(6)情報発信

制作したコンテンツを活用し、市民への情報発信を実施すること。

情報発信に当たっては、ターゲットや媒体の特性を踏まえ、効果的な情報発信手法を提案し、実施すること。

(7)効果検証

業務終了後、実施結果を分析し、今後の改善提案を含めた報告書を作成すること。

5 実施体制

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、十分な知識及び経験を有する担当者を配置すること。

業務責任者を定め、市との連絡調整を適切に行うこと。

6 打合せ

業務の実施に当たっては、市と十分な協議を行いながら進めること。

打合せは必要に応じて実施し、受託者は議事録を作成し、市へ提出すること。

7 成果物

受託者は、業務完了時に次の成果物を電子データで提出すること。

(1)業務報告書

(2)本業務において制作した成果物一式

(3)本業務で撮影した写真及び動画等のデータ

(4)その他、本業務において作成した資料等で市が必要と認めるもの

8 成果物の帰属

本業務により制作した成果物に係る著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、市に帰属するものとする。

成果物に第三者の権利が含まれる場合は、受託者の責任において必要な権利処理を行うこと。

9 留意事項

- (1)受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。
- (2)受託者は、本業務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (3)受託者は、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (4)本業務の全部を一括して第三者へ再委託してはならない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りでない。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上、決定する。

新潟市表彰について

1 新潟市表彰とは

新潟市表彰条例の規定のに基づき、市に多大な功労のあった人・団体や市民の模範となる篤行をした人・団体を表彰するもの。本市の行う表彰制度の中で最高位の表彰として位置づけられている。

2 表彰の種類

(1)	有功表彰	市政の進展、産業の振興、文化の向上その他市民の福祉の増進のために多大な功労のあった方などを表彰するものです。
(2)	篤行表彰	人命救助など、市民の模範となるべき篤行をされた方などを表彰するものです。

3 表彰の対象者(表彰条例第2条第1項各号に掲げるもの)

種別	号	条項内容
有功	1	市議会議員 10 年以上在職
	2	執行機関の委員 10 年以上在職
	3	科学、芸術、技芸、教育その他文化の向上
	4	産業の開発・振興
	5	保健衛生・体育の向上
	6	道路、河川、港湾、公園等の設置・維持管理
	7	社会福祉の増進
	8	地域社会の振興
有功・篤行	9	災害事故、犯罪その他社会不安発生防止、除去、変事の人命・財産の保護
	11	その他
篤行	10	特に市民の模範となるべき篤行

5 これまでの表彰実績

昭和 30 年 1 月 27 日に第 1 回の表彰を行って以来、延べ 7,639 人を表彰しています。

(参考)過去 5 年の実績

年度 功績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
議員	市議 7				市議 10
委員会 委員	選管委員 5 農業委員 2 固資委員 1	農業委員 3	選管委員 1 農業委員 7		選管委員 5
科学・教育・ 芸術文化	美術教育 1	伝統芸能 3	美術 1 歴史(団体) 2	美術 1 伝統芸能 1 青少年育成協議会 1	美術 1 華道 1
産業	商工会 2 商店連合会 1 組合 2	商工会 3	商工会 1 商店連合会 4	商工会 2 商店連合会 1	商工会 1 仏壇 1 左官 2
保健衛生 ・体育	学校医 3 学校歯科医 2 学校薬剤師 1	体育協会 1 学校医 3 学校薬剤師 1	学校医 3 学校歯科医 1 学校薬剤師 2 公衆衛生 1		医師 1 歯科医 1 薬剤師 1 学校医 13 学校歯科医 6 ボランティア 1
施設管理		管工事 1	管工事 1		
社会福祉	民生児童委員 7	民生児童委員 5		民生児童委員 18	民生児童委員 4 ボランティア 1
地域振興	自治会長 1	自治会長 1		自治会長 1	自治会長 3
その他					
計	35	21	24	25	52